

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和4年11月28日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

3番 松尾 清敏	4番 森本 豊
5番 藤村 絹子	7番 草嶋 邦子
8番 山本 千恵子	9番 井上 和也
10番 田中 安弘	11番 森島 隆詞
15番 山本 功	16番 杉嶋 秀美
17番 新司 吉行	18番 岩井 三郎
19番 太田 廣之	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	14番 田中 吉照

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

13番 中村 正

事務局 森山 賢一
山口 健司
植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和4年度農用地利用集積計画（第7次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号	田から畑への変更計画届について

8、署名委員

3番 松尾 清敏	4番 森本 豊
----------	---------

9、閉会の日時 令和4年11月28日午後2時10分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年第12回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議長 本日も何かとお忙しい中、今年最後の農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の総会ですが、本日も、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が徐々に増えてまいりましたので、引き続き感染予防対策を強化する中で開催することといたしましたので、何とぞよろしく願いいたします。

本日の署名委員は、3番松尾清敏委員、4番森本 豊委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおりです。

本件については、譲受人は耕作面積、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

事務局 続きまして、1ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については3ページの地図のとおりです。

本件については、兄弟間の贈与で移転されるものです。

譲受人は耕作面積、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議長 1番については、地区担当委員の井上委員が現地確認を行っておられますので、補足

説明をお願いします。

井 上 9 番、井上です。

1 番の案件につきまして、1 1 月 2 4 日に草嶋委員と山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は畑として、適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

2 番については、地区担当委員の草嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

草 嶋 7 番、草嶋です。

2 番の案件につきまして、1 1 月 2 4 日に井上委員、山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

事務局からの説明どおり、兄弟間で贈与されるものです。

譲受人が当該地南側の隣接する住宅に居住されており、農地として利用される計画で、地元担当委員としては特に問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、議案第 1 号について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第 1 号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第 2 号、令和 4 年度農用地利用集積計画（第 7 次）の決定について、を議題とします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局

それでは4ページをお開きください。

議案第2号、令和4年度農用地利用集積計画（第7次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

5ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については8ページの地図のとおり、農免道路北端の少し西側になります。

5ページに戻っていただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については10ページの地図のとおり、ほうその保育所の北東の方になります。

5ページに戻っていただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については12ページの地図のとおり、京田辺市との境界に近い、近鉄線の東側になります。

6ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については12ページの地図の中央と、13ページの地図の農免道路北端の少し北側になります。

6ページにお戻りいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については14ページの地図のとおり、農免道路の東側になります。

6ページにお戻りいただき、6番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページの地図のとおり、華工房よりJR線・近鉄線を挟んだ東側になります。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長

それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長

何かご質問等ございませんか。

議 長

森本委員どうぞ。

森 本

4番、森本です。6番について、利用目的が水稻ということですが、利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況で、田植機をお持ちでないようですが、どのように田植えをされるのでしょうか。

議 長 岩井委員どうぞ。

岩 井 18番、岩井です。地元委員として、補足説明させていただきます。
不足の農機具については、本家の手伝いをずっとされているので、機械は本家のものを借りて耕作すると聞いておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

議 長 森本委員どうぞ。

森 本 4番、森本です。以前もこういうことがあったのですが、書類上矛盾がないようにしておかなければと思います。今の説明で理解はできるのですが、つじつまが合うよう追記をお願いしたいと思いますので、質問させていただきました。

議 長 よろしいですか。
事務局もどうですか。

事務局 今後そういうことがあれば追記したいと思います。

議 長 ほかに何かございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告します。
事務局より報告願います。

事務局 17ページをお開きください。それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については18ページの地図のとおり、精華町役場の西側になります。

17ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 内容報告 】

場所については19ページの地図のとおり、府道八幡木津線の西側になります。
本件については、以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を報告します。
事務局より報告願います。

事務局 20ページをお開きください。それでは報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については21ページの地図のとおり、中久保田集会所の西側になります。

本件については、市街化区域内の農地に共同住宅を建築されるものです。

20ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 内容報告 】

場所については22ページの地図のとおり、植田集会所の北側になります。

本件については、市街化区域内の農地に住宅販売事業者が宅地分譲されるものです。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、田から畑への変更計画届についてを報告します。
事務局より報告願います。

事務局 23ページをお開きください。それでは報告第3号、田から畑への変更計画届について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については24ページの地図とおり、申請者の自宅と府道八幡木津線との間になります。

本件については、昭和54年ごろには既に現況は畑の状態であったとのことであり、今回整理をする中で、田から畑への変更計画届が提出されたものです。

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
 令和5年1月12日、木曜日、午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆
 さんのご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和5年1月12日、木曜日、午後1時30分からと決定い
 たします。
 後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。
 これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
 委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜
 りありがとうございました。
 これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時10分